

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談

2. 日時: 令和2年11月4日(水) 13時30分～15時50分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、田村管理官補佐、本多主任安全審査官、真田係長、
加藤係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

原子力科学研究所 担当者 他10名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和2年10月12日付けで申請のあった原子力科学研究所における核燃料物質使用変更許可申請について、以下のとおり説明があった。

○JRR-3 については、耐震改修工事に伴い原子炉建家の構造のうち、天井の高さを変更するとともに、原子炉建家内に貯蔵施設(貯蔵箱)を新たに追加する。

○燃料試験施設については、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所内で採取した燃料デブリ(以下「1F燃料デブリ」という。)を取り扱うため、使用の目的、方法、核燃料物質の年間予定使用量等の変更を行う。また、使用の目的及び方法のうち、むつ燃料集合体の再組立に関する作業が終了したため、関連する記載を削除する。

○バックエンド研究施設については、1F燃料デブリを取り扱うため、使用の目的、方法、核燃料物質の年間予定使用量等の変更を行う。また、セル等の使用設備において核燃料物質を一定期間保管するため使用の方法においてその旨を追記する。

○第4研究棟について、今後の研究ニーズに対応するため、集光加熱装置、マイクロ波試料分析装置等の設備・機器の追加等を行う。また、グローブボックス、レーザー分光装置を解体撤去する。さらに、今後使用する予定のない使用室を申請書から削除する。

(2)原子力規制庁から、以下の点を伝えた。

○第4研究棟について、追加する設備・機器をそれぞれどのような目的で追加するのか、整理して説明すること。また、解体撤去する設備・機器は、解体撤去の方法等を説明すること。

(3)原子力機構から、本日の面談を踏まえ、今後対応していく旨の発言があった。

6. 提出資料

なし